

告示

埼玉県告示第千百八十号

さいたま市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

さいたま市	調査を行った者の名称
令和四年度	調査を行った時期
街区境界調査 図九枚 街区境界調査 簿一冊	成果の名称
針ヶ谷第三地区（針ヶ谷一丁目の一部）	調査を行った地区
令和五年十月六日	認証年月日